# 水田活用の直接支払交付金等

# 【令和7年度予算概算要求額 301,500(301,500)百万円】

く事業イメージ>

# く対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との 連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

# <政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大(麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha 「令和12年度まで」)
- 飼料用米、米粉用米の牛産を拡大(飼料用米:70万t、米粉用米:13万t「令和12年度まで」)
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

# く事業の内容>

#### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料 用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

### 2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な 産地づくりに向けた取組を支援します。

#### 3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、 農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単 価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

#### 4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取 **組等を支援**します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000(11,000)百万円 産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等 の取組を行う農業者を支援します。※6

※6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

# <事業の流れ>

交付

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

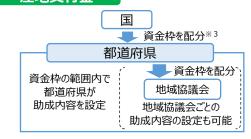
#### 農業再生協議会等 申請 (1~3の事業、 4・5の事業の一部) 農業再生 玉 都道府県 (4・5の事業の一部)

# 戦略作物肋成

TAPEL I F MI PAIPA		
対象作物	交付単価	
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a <sup>※1</sup>	
WCS用稲	8万円/10a	
加工用米	2万円/10a	
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a <sup>※2</sup>	

- ・ たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は 交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農 地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。 ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害 による収量低下が発生していない場合は、水張りを行っ たものとみなす。
- ※1:多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- ※2:飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5~8.5万円/10a)、 令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする

## 産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の 作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4 (3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分)	1万円/10a

※3:作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4:コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

#### 畑地化促進助成※5

- ① 畑地化支援
  - 定着促進支援(①とセット)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
  - ④ 子実用とうもろこし支援
- ※5:事業の詳細は予算編成過程で検討

「お問い合わせ先」農産局企画課(03-3597-0191)